

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月まで

昭和 52 年に帰郷したときに、国民年金の加入の手続を行い、その後、同居の義母から未納の期間をすべてさかのぼって納付できると聞いて、50 年 3 月からの保険料を一括納付したので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票により、申立人は昭和 52 年 9 月 1 日に A 市に転入しており、社会保険事務所（当時）の記録によると申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 9 月 5 日に払い出されていたことが確認できることから、申立人の加入手続はこの時期に行われたものと推認できる。

また、申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫も 20 歳から 60 歳までの国民年金加入期間はすべて納付済みである上、平成 5 年 4 月から 9 年 9 月までは付加保険料についても納付していることから、申立人及びその夫の納付意識は高かったとも考えられる。

さらに、申立人は、「同居の義母が 20 歳までさかのぼって納付できること、及び保険料の金額も聞いてきたので、50 年 3 月までの保険料を一括で納付した。」と主張しているところ、申立人の夫が県外で勤務していた期間に、実家の店の改装及び運転資金を貯蓄していたため、保険料を納付する資力が十分にあったとしていることから、申立内容に不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から同年12月まで
② 平成9年5月

私は、昭和47年8月当時、親族に国民年金の加入を勧められ、A市役所に国民年金保険料の納付に行った。

平成9年5月については、自分でB銀行に国民年金保険料の納付に行った。

申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所（当時）は、平成9年10月21日に統合元基礎年金番号の番号取消し（重複取消し）の処理を行っていることから、申立人は国民年金の加入手続を9年10月ごろに行ったと推認され、その時点で未納となっている9年5月分の国民年金保険料の納付書が発行されていたと考えるのが自然である上、申立期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間②の保険料は納付していたものと認められる。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月以降に払い出されたことが推認され、その時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果5万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の5万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（5万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年7月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録訂正は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成15年7月31日に支給された申立人の標準賞与額は当初5万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年9月に5万円から5万5,000円に訂正されたものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このため、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（5万5,000円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（5万円）となっている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳の写し及びB厚生年金基金の加入員賞与標準給与決定通知書の写しから、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（5万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和46年2月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から同年8月1日まで

私は、昭和37年7月1日にA社に入社し、平成9年1月26日まで勤務したが、昭和46年2月1日から同年8月1日までの厚生年金保険被保険者期間がないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が提出した職歴証明書及び健康保険組合が提出した適用台帳により、申立人は同社の関連事業所に継続して勤務し（昭和46年2月1日にA社D支社から同社C支社に異動、同年8月1日に同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年1月及び同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及

び喪失のいずれかの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年2月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 40 年 8 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
: ② 昭和 40 年 8 月から同年 11 月まで

私の国民年金の記録は、昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月までの 39 か月が免除になっていたので、調査を依頼すると 32 か月の納付が認められたが、38 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 40 年 8 月から同年 11 月までの期間については免除のまま訂正されていないので納付と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を毎月集金人に納付したと主張しているが、申立人及びその夫は、昭和 38 年 1 月から 40 年 12 月までの期間については、生活保護法の規定による生活扶助受給のため法定免除期間に該当しているとともに、申立人は、40 年 12 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 50 年 12 月 25 日に追納していることが確認できる上、申立人の夫も申立期間については免除となっていることを踏まえると、申立人が申立期間において、保険料を毎月集金人に納付していたとする申立内容は不自然である。

また、申立期間については、申立期間②直後の国民年金保険料を追納した昭和 50 年 12 月の時点では、時効により納付できない期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した銀行口座取引記録の写しから判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の経理担当者は、「当時は試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入することはなく、保険料控除も行っていない。」としており、申立人についても試用期間があったと証言している上、複数の同僚も、「申立期間当時は試用期間があり、入社の一定期間後に厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

また、当時、A社の社会保険関係事務を担当していた社会保険労務士事務所の職員は、同社では入社後一期間を試用期間としていた旨証言している。

さらに、A社は、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

加えて、申立事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と一致している上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月15日から31年7月15日まで
昭和25年10月16日から映写技師として勤務し、いったん解雇されたが、27年5月15日に再雇用され、申立期間について同様に勤務した。解雇通知書等をもっているため、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から申立人に出された解雇通知書により、申立人が、申立期間について劇場で映写技師として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が提出した昭和27年から30年までの源泉徴収票に記載されている給与支払者は、A事業所となっていることから、申立人は国外の事業所に直接雇用されていたことが推認できる上、同票に記載されている社会保険料の金額は、当時の失業保険のみの金額とほぼ一致することから、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年9月1日まで
② 昭和27年11月1日から28年4月1日まで

高校卒業直後の昭和26年4月1日にA市に所在したB社に就職し、2年間勤務し、28年3月末に退職した。しかし、同社での私の厚生年金保険被保険者期間は昭和27年9月及び10月の2か月となっている。

B社に勤務していた全期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は現存せず、当時の事業主も死亡しており、連絡の取れた3人の同僚のうち1人は申立人を記憶しているものの、具体的な勤務期間を記憶しておらず、申立人が申立期間において同社に勤務していた事実を確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の氏名の記載は確認できず、整理番号に欠番が無い上、申立期間②において別番号が払い出された形跡もうかがえず、申立期間の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B社は現存せず、給与台帳等の資料を得ることができず、経理担当者も死亡しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。